

## カナダ 環境保護法（CEPA）改正の概要 その1

2023年6月、カナダの環境保護法（CEPA）の改正法案が成立しました。同法が1999年に制定されて以来24年ぶりとなる初めての包括的な改正となります。同法の規定は直ちに施行され、カナダ政府は今後2年間で同法の特定要件を具体化する必要があります。今回はその要件について、以下の2点をご紹介します。

### a) 健全な環境を享受する権利

カナダに住むすべての個人が健全な環境を享受する権利を有することが明記されました。政府にはその権利を保護し、関連する原則を支持することを求めています。これにより、政府は2025年6月までに同法の運用において、その権利（環境正義や世代間の公平性といった概念を含む）がどのように考慮されるかを定める実行枠組みを策定する必要があります。

また、2023年10月3日、4日に「健全な環境を享受する権利」に関するCEPA改正の情報提供会が開催されました。なお、正式な協議プロセスは2024年冬に開始される予定です。

### b) 化学物質管理の強化 -化学物質管理の優先計画-

政府は2025年6月までに、カナダで既に商業的に流通している物質評価について、数年にわたる統合計画を定めた化学物質管理優先計画（CMP）を策定し、協議のうえスケジュールとともに公表すると述べています。この計画が採択されれば、2006年のCMPが置き換えられることとなります。

なお、旧CMPの物質評価では、2023年3月時点で優先物質とされた4,363物質のうち4,144物質（95%）の報告書案または最終報告書が作成されました。残りのうち154物質は2024年3月までに報告書案を作成予定、65物質（[参考リンクあり](#)）はリスク評価や適切なアプローチ決定のため、さらなる検討が必要であることが公表されています。

#### 参考：

Government of Canada | Stronger chemicals management and the right to a healthy environment: Canada's cornerstone environmental law has been modernized

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2023/06/stronger-chemicals-management-and-the-right-to-a-healthy-environment-canadas-cornerstone-environmental-law-has-been-modernized.html>

Government of Canada | Strengthening Environmental Protection for a Healthier Canada Act: A Right to a Healthy Environment

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/right-to-healthy-environment.html>

Notice of intent to address 65 existing substances identified as Chemicals Management Plan priorities following categorization and other prioritization mechanisms

<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2023/2023-04-22/html/notice-avis-eng.html#ne2>

#### ■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1 四谷 TNビル 5階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>